

参考資料

- ・厚生年金・国民年金の積立金運用について ······ 1
- ・年金積立金運用の関係条文 ······ 2
- ・国内の公的年金積立金の運用 ······ 3
- ・諸外国の年金基金との比較 ······ 4
- ・運用目標、基本ポートフォリオについて ······ 5
- ・長期の経済前提における運用利回りについて ······ 8
- ・現行制度下でのガバナンスの仕組み ······ 9
- ・GPIFと旧年金資金運用基金の比較 ······ 10
- ・ガバナンスの在り方に関する具体的なイメージ ······ 12
- ・国内の他組織におけるガバナンス ······ 18
- ・諸外国の公的年金積立金の運用におけるガバナンス ······ 22
- ・独立行政法人制度の主な特徴 ······ 25
- ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（抜粋） ······ 28

厚生年金・国民年金の積立金運用について

<運用の基本的考え方>

- ◇ 厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用。
- ◇ 「国内債券中心」、「インデックス運用を中心」、「ポートフォリオ全体のリスクを抑制」などの考え方により、運用。

- ・ 年金積立金全体 約128兆円(平成21年度末)
- ・ 国内債券、約7割(内外の債券では、約8割)。
- ・ 賃金に対する実質的な運用利回りの確保。
- ・ 専門性の徹底及び責任の明確化を図り、運用に特化した独立行政法人において運用。

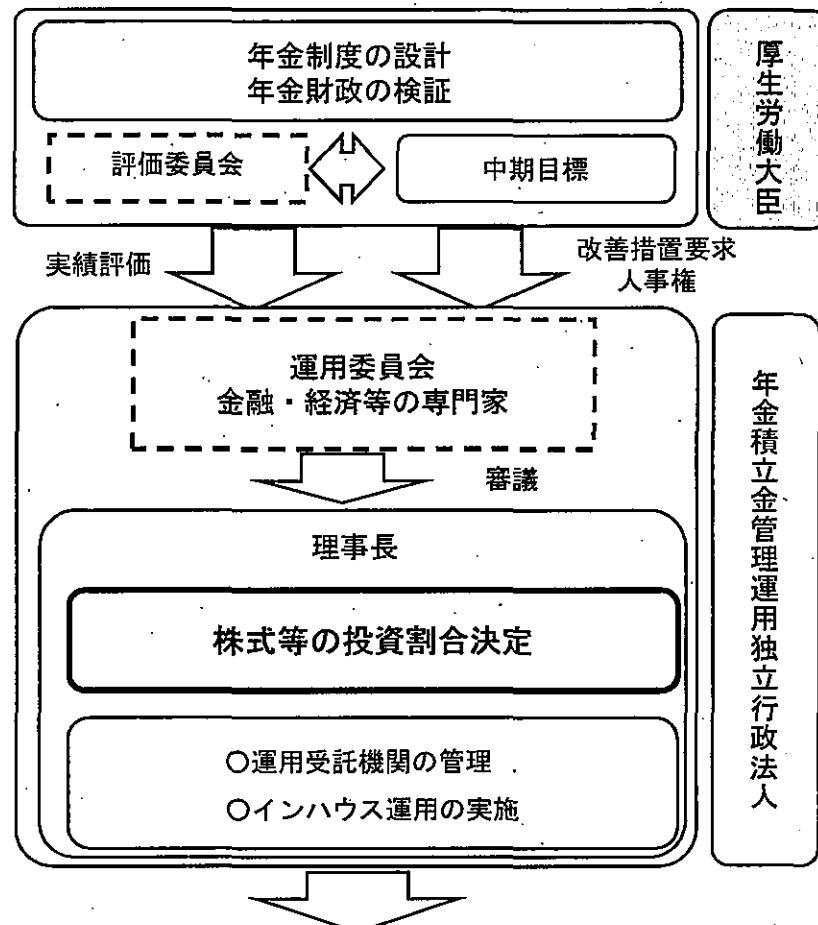
<基本ポートフォリオ>

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
67 %	11 %	8 %	9 %	5 %

<年金積立金全体の運用実績>

- ・ 13年度(自主運用開始)～21年度の累積収益額
：約23兆円(平均収益率：1.8%)

<運用の仕組み>



(運用受託機関)信託銀行・投資顧問会社(77ファンド)

年金積立金運用の関係条文

○ 厚生年金保険法（平成 29 年法律第 115 号）

第四章の二 積立金の運用

（運用の目的）

第七十九条の二 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下この章において「積立金」という。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

○ 国民年金法（平成 34 年法律第 141 号）

第五章 積立金の運用

（運用の目的）

第七十五条 積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

国内の公的年金積立金との比較

	厚生年金・国民年金	国家公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合
積立金の額(時価) (平成21年度末)	128.3兆円	8.3兆円	37.7兆円
運用の目的	専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行う。	事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的に行う。	長期給付に充てるための貴重な財源であることから、長期的な観点にたって、安全かつ効率的な方法により運用する。
資産構成割合 (基本ポートフォリオ)	国内債券 6.7% 国内株式 1.1% 外国債券 8% 外国株式 9% 短期資産 5%	国内債券 8.0% 国内株式 5% 外国債券 0% 外国株式 5% 貸付金 4% 不動産 2% 短期資産 4%	※ 全国市町村職員共済組合連合会 国内債券 6.3% 国内株式 1.2% 外国債券 5% 外国株式 9% 貸付金 6% 短期資産 5%
	22.3.31付、第2期中期計画	22.4.1改正	22.5.10改正
運用実績 (平成21年度)	7.5% ※ GPIFのみ 7.9%	5.5%	6.8%
運用実績 (17~21年度、過去5年平均)	1.3% ※ GPIFのみ 1.6% (手数料等控除前)	1.8%	1.5%

諸外国・共済組合の運用目標について

諸外国の年金基金との比較

名 称	OASDI (アメリカ)	CPPIB (カナダ)	GPF-G (ノルウェー)	AP1~4 (スウェーデン)	年金積立金全体 (厚生年金・国民年金) (日本)
	ソーシャルセキュリティ	カナダ年金制度投資委員会	政府年金基金(GPF-G) ノルウェー中央銀行投資運用局(NBIM)	国民年金基金1~4	
資産残高	約236兆円 (21年12月末)	約12兆円 (22年3月末)	約43兆円 (22年3月末)	約11兆円(各基金約3兆円) (21年12月末)	約128兆円 (22年3月末)
基本(参照)ポートフォリオ	<p>※ 各基金のHPの数値を基に算出(21年3月末時点)。</p>	<p>全て非市場性 財務省証券</p>	<p>全て海外資産</p>	<p>不動産 6%</p>	<p>現物資産 5%</p>
運用実績	2009年度	4.9%	14.9%	25.5%	20.4%
	直近5年平均 (2005~2009年度) ※各年度の相乗平均	5.2% (暦年(1~12月))	4.0% (4~3月)	3.4% (4~3月)	5.0% (AP1、暦年(1~12月))
					7.5% (4~3月)
					7.9% (4~3月)
					1.3% (4~3月)
					1.6% ※手数料等控除前 (4~3月)

運用目標、基本ポートフォリオについて

1. 中期目標における運用目標、基本ポートフォリオ

	現行中期目標（平成 22 年 4 月～27 年 3 月）	〈参考〉旧中期目標（平成 18 年 4 月～22 年 3 月）
運用の基本的考え方	<p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。</p>	<p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p>
運用の目標	<p>今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合（以下「ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 その際、市場に急激な影響を与えないこと。</p> <p>各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク收益率（市場平均收益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク收益率を確保すること。ベンチマークについては市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ、適切な市場指標を用いること。</p>	<p>年金財政は実質的な運用利回り（賃金上昇率を上回る運用利回り）が確保される限り基本的には影響を受けないことから、年金財政上の諸前提（別添）における実質的な運用利回りを確保するよう、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク收益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク收益率を確保すること。ベンチマークについては市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ、適切な市場指標を用いること。</p>

リスク管理	<p>年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。</p>	<p>年金積立金については、分散投資による運用管理とともに、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p>
ポートフォリオの策定	<p>ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った資産構成とし、安全・効率的かつ確実なポートフォリオとすること。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行うこと。</p>	<p>ポートフォリオは、年金財政上の諸前提（別添）と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とすること。 ・年金財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。
ポートフォリオの見直し	<p>市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。</p>	<p>ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて隨時見直すこと。</p>

2. 運用目標、基本ポートフォリオの策定プロセス

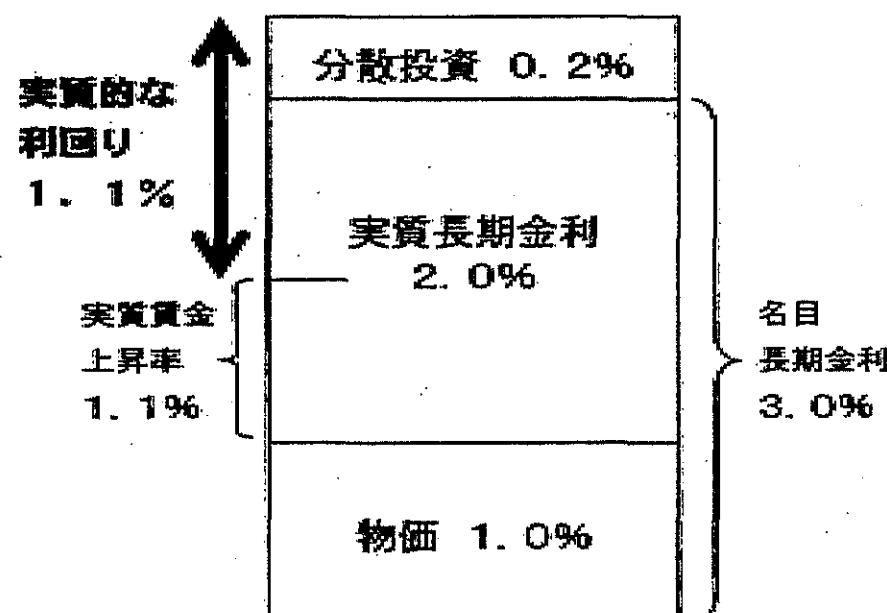
	現行中期目標（平成 21 年財政検証）	〈参考〉平成 16 年財政再計算時
政府（厚生労働大臣）と運用組織の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣が運用目標を策定、運用組織（GPIF）に提示 ・運用組織（GPIF）は、運用目標を踏まえた基本ポートフォリオを策定。厚生労働大臣の認可を得た上で、当該基本ポートフォリオに沿って管理運用を執行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣が運用の基本方針（運用目標、基本ポートフォリオを含む）を制定。 ・運用組織（GPIF）は、厚生労働大臣から提示された基本ポートフォリオに基づき管理運用を実施。
厚生労働省における議論の場	<p>社会保障審議会 年金部会経済前提専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障審議会年金部会の議決に基づき設置（任意設置） ・厚生年金及び国民年金の財政検証における経済前提について、社会保障審議会年金部会における討議に資するため、専門的・技術的な事項について検討を行う。 	<p>社会保障審議会 年金資金運用分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障審議会令に基づき設置（必置） ・厚生年金保険法及び国民年金保険法に基づく法定付議事項（運用の基本方針の制定・変更、運用報告等）を審議
基本ポートフォリオ策定までの経過	<p>平成 18 年 12 月 年金部会において経済前提専門委員会の設置を決定</p> <p>平成 19 年 3 月～平成 20 年 11 月 経済前提専門委員会での審議、検討結果の部会への報告（平成 21 年度財政検証における経済前提の範囲について）</p> <p>※上記の経済前提の議論と並行して GPIF では次期基本ポートフォリオについて運用委員会における検討を継続。</p> <p>平成 22 年 3 月 厚生労働大臣より運用目標の提示</p> <p>平成 22 年 4 月 新中期計画（基本ポートフォリオ含む）実施</p>	<p>平成 15 年 6～8 月 <u>分科会において年金積立金の側から確保できると見込まれる運用利回りの範囲について検討、厚生労働大臣に報告</u></p> <p>平成 15 年 9 月 「平成 16 年年金改革における給付と負担の見通し」公表 分科会において基本ポートフォリオ見直しの検討開始</p> <p>平成 16 年 3 月 運用の基本方針（基本ポート含む）について厚生労働大臣に答申。</p> <p>平成 17 年 4 月 基本ポートフォリオの実施</p>

長期の経済前提における運用利回りについて

〈長期の前提〉

平成21年度～

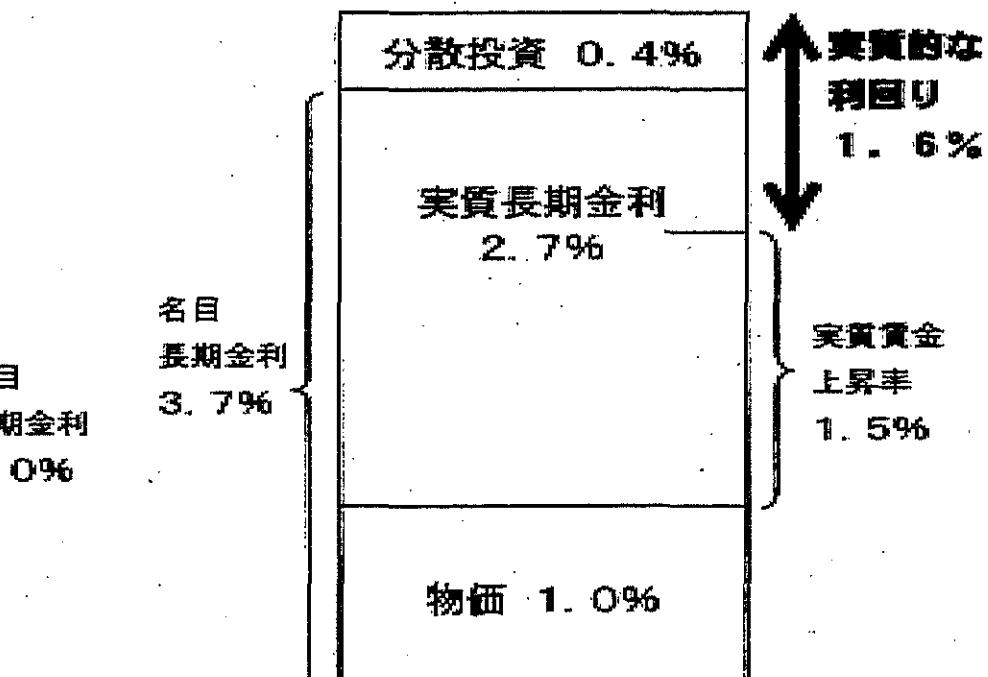
名目3.2%



平成16年財政再計算の前提

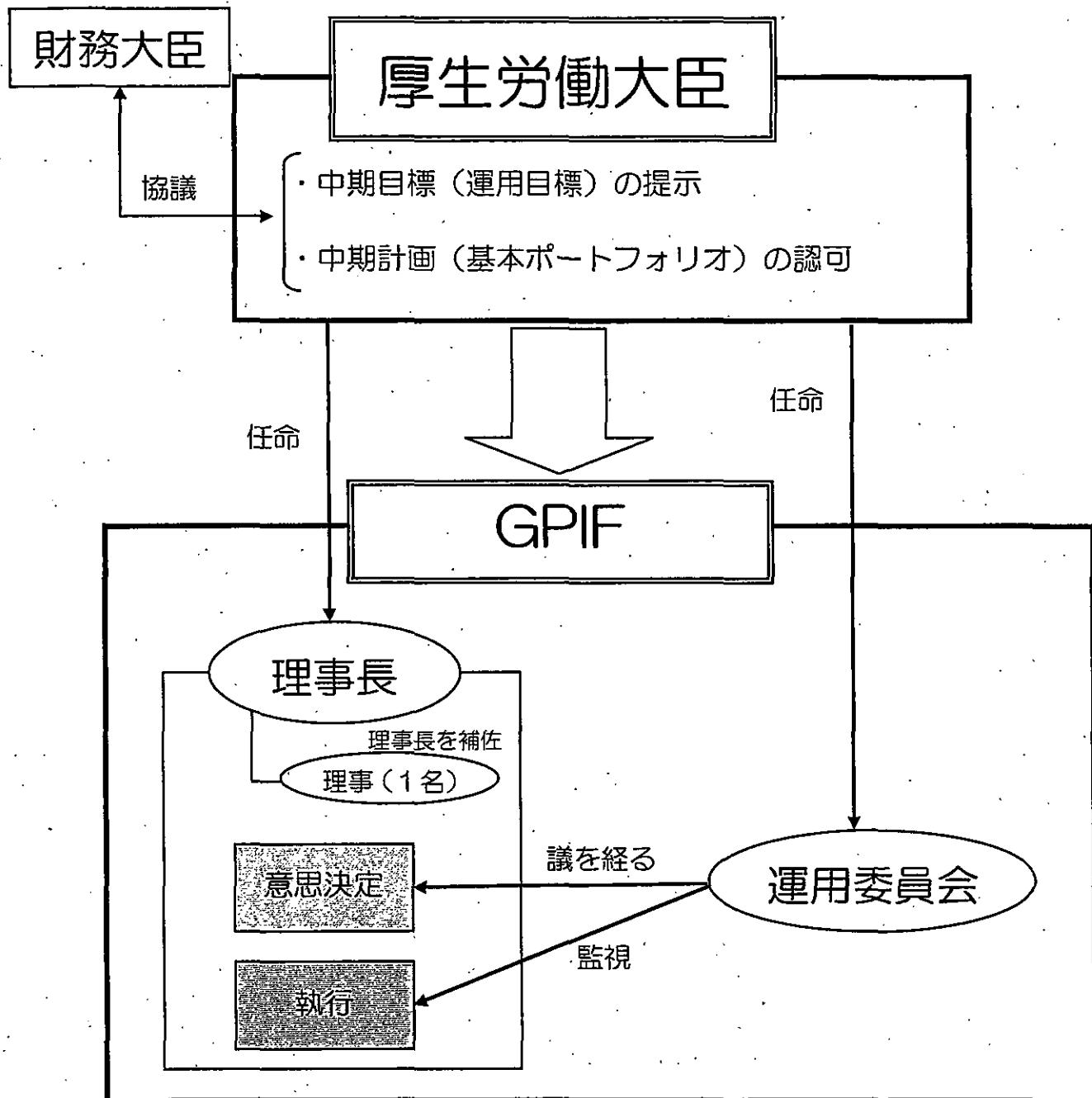
平成32年度～

名目4.1%



平成21年財政検証の前提

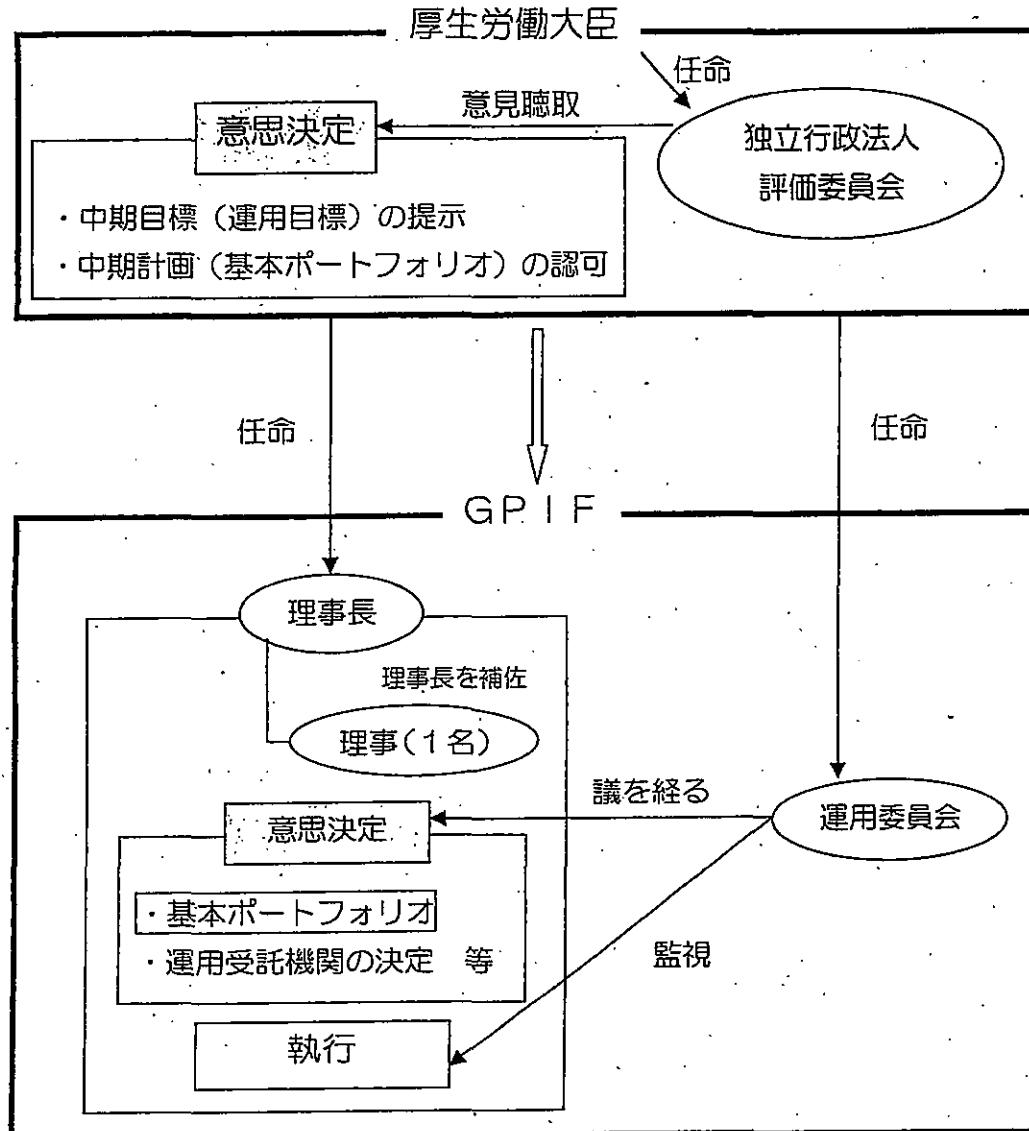
現行制度下でのガバナンスの仕組み



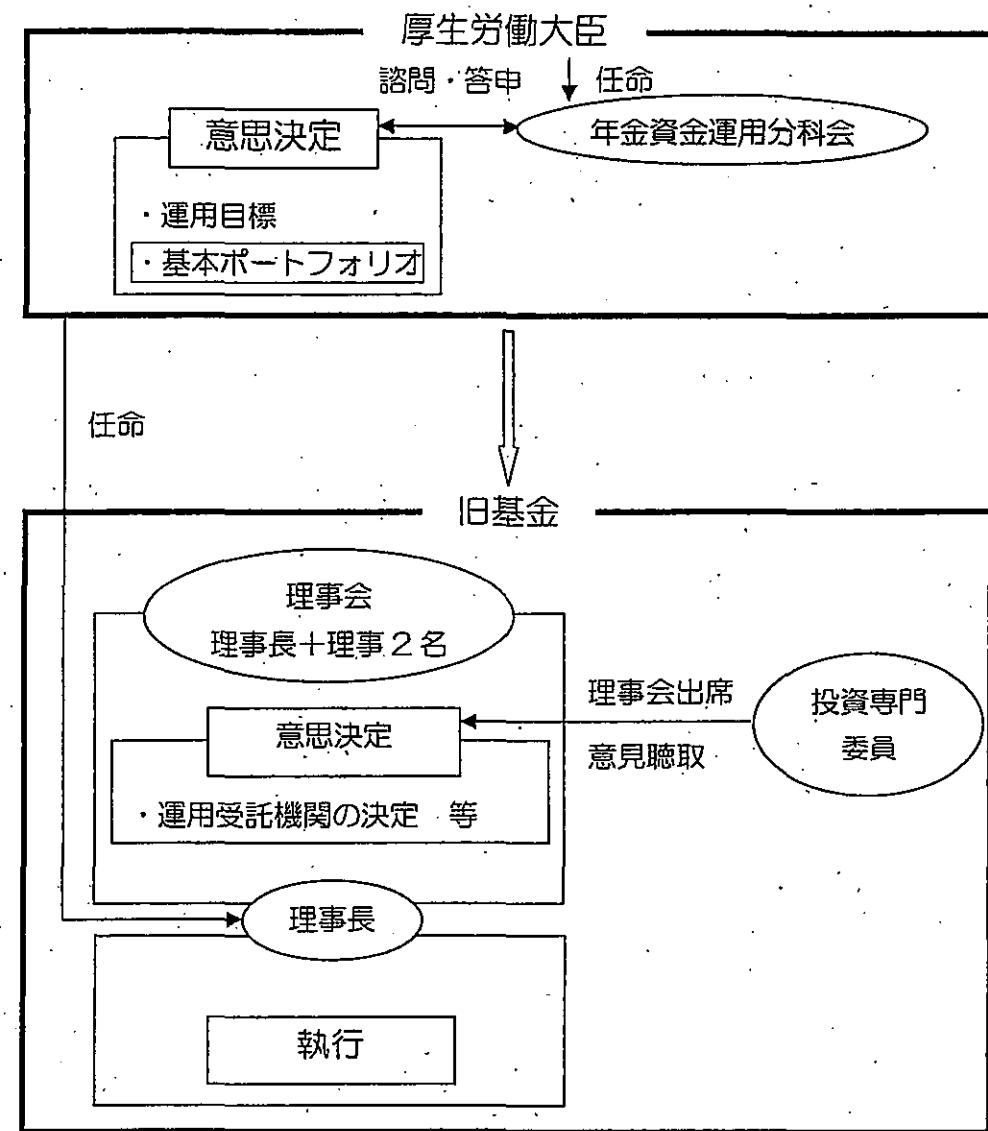
※財務諸表等の監査については、監事（2人）による監査のほか、会計監査人による外部監査が義務付けられている。

年金積立金管理運用独立行政法人と（旧）年金資金運用基金の比較

【GPIF】



【旧年金資金運用基金】

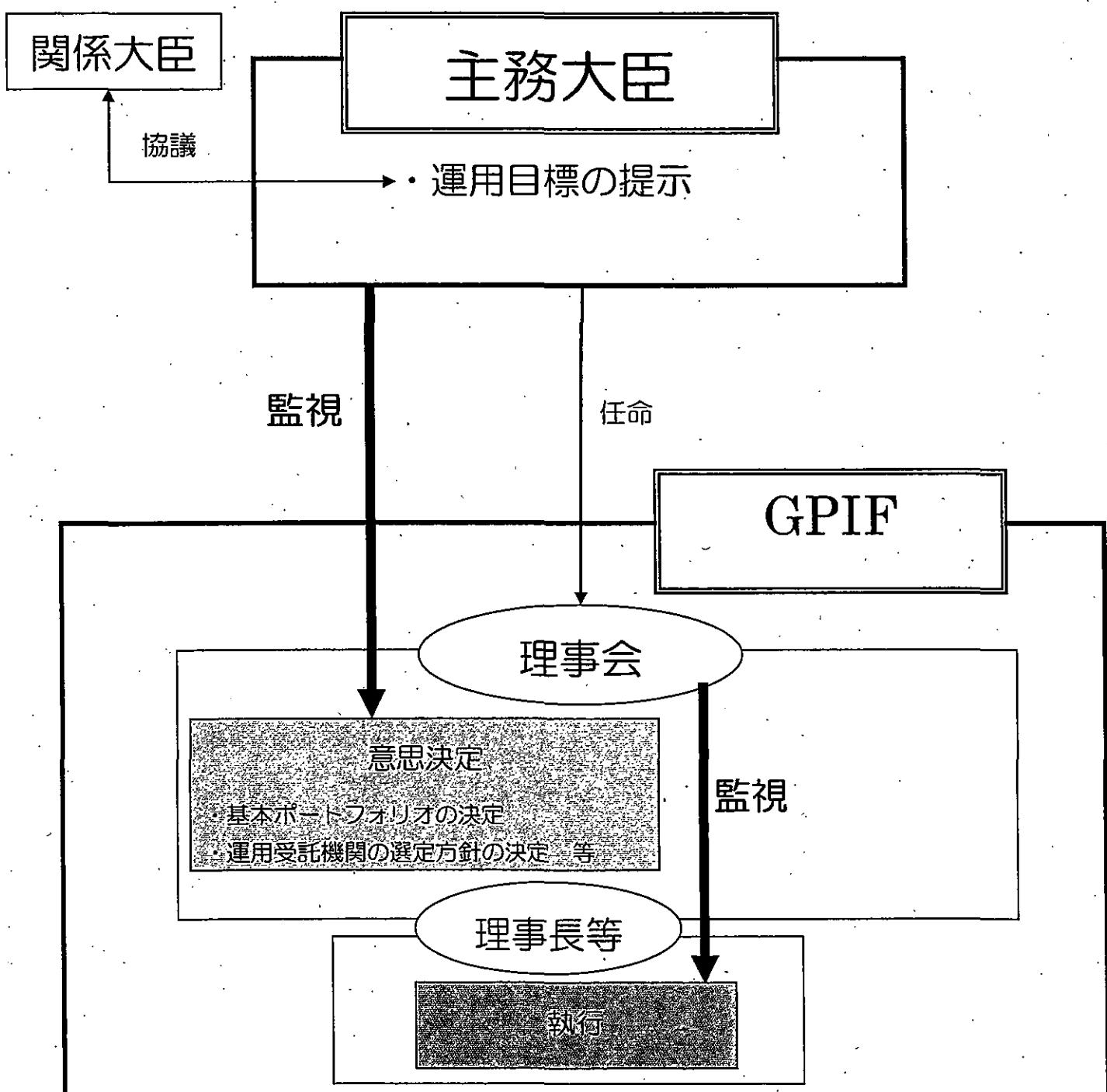


	GPIF	旧年金資金運用基金
設置根拠	年金積立金管理運用独立行政法人法に基づく独立行政法人	年金資金運用基金法に基づく特殊法人
意思決定機関	理事長の専管（独法共通） 運用委員会（理事長の意思決定に際しての諮問機関。 経済、金融の学識経験者 11 人以内で構成）	理事会（理事長及び理事（2 人以内）で構成） 投資専門委員（理事会で意見を聴く。経済、金融の学識経験者 3 人以内）
任免	理事長は厚生労働大臣が任免 運用委員は厚生労働大臣が任免 理事は理事長が任免、厚生労働大臣に届出	理事長は厚生労働大臣が任免 理事、投資専門委員は厚生労働大臣の認可を受けて理事長が任免
政府との関係	厚生労働大臣の認可（承認） ・中期計画、業務方法書、財務諸表	厚生労働大臣の認可（承認） ・年度計画、予算、業務方法書、財務諸表、役職員給与等の基準

ガバナンスの在り方に関する具体的なイメージ

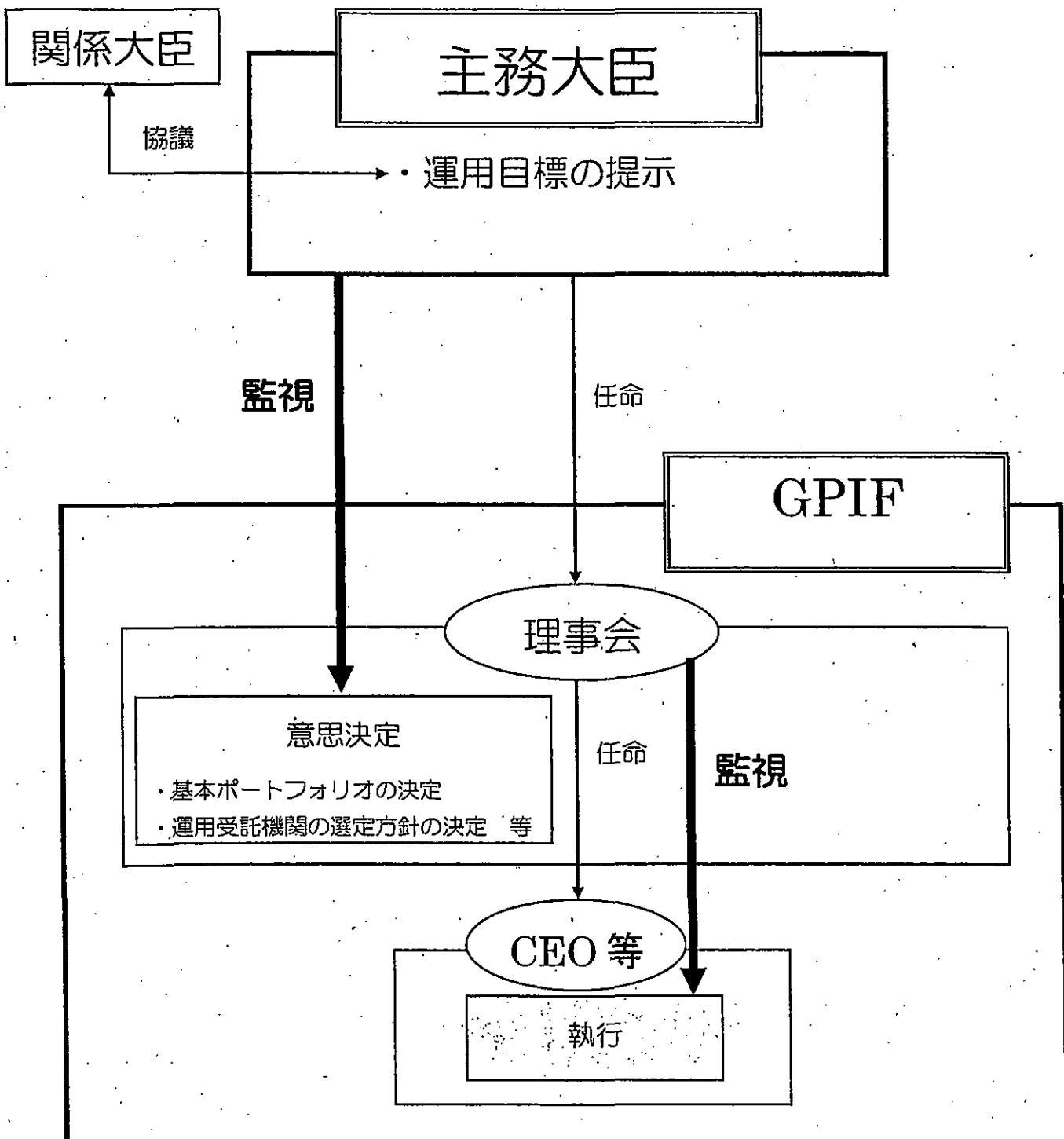
例1：意思決定を合議制（理事会）とし、理事会が執行を監視

- ・GPIFの意思決定は理事会による合議とし、運用の基本方針（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定方針の決定等）は理事会の決定事項とする。
- ・理事長は理事会の一員として意思決定に参加するとともに、業務執行を総括する。
- ・GPIF内の業務執行の監視は理事会が行う。



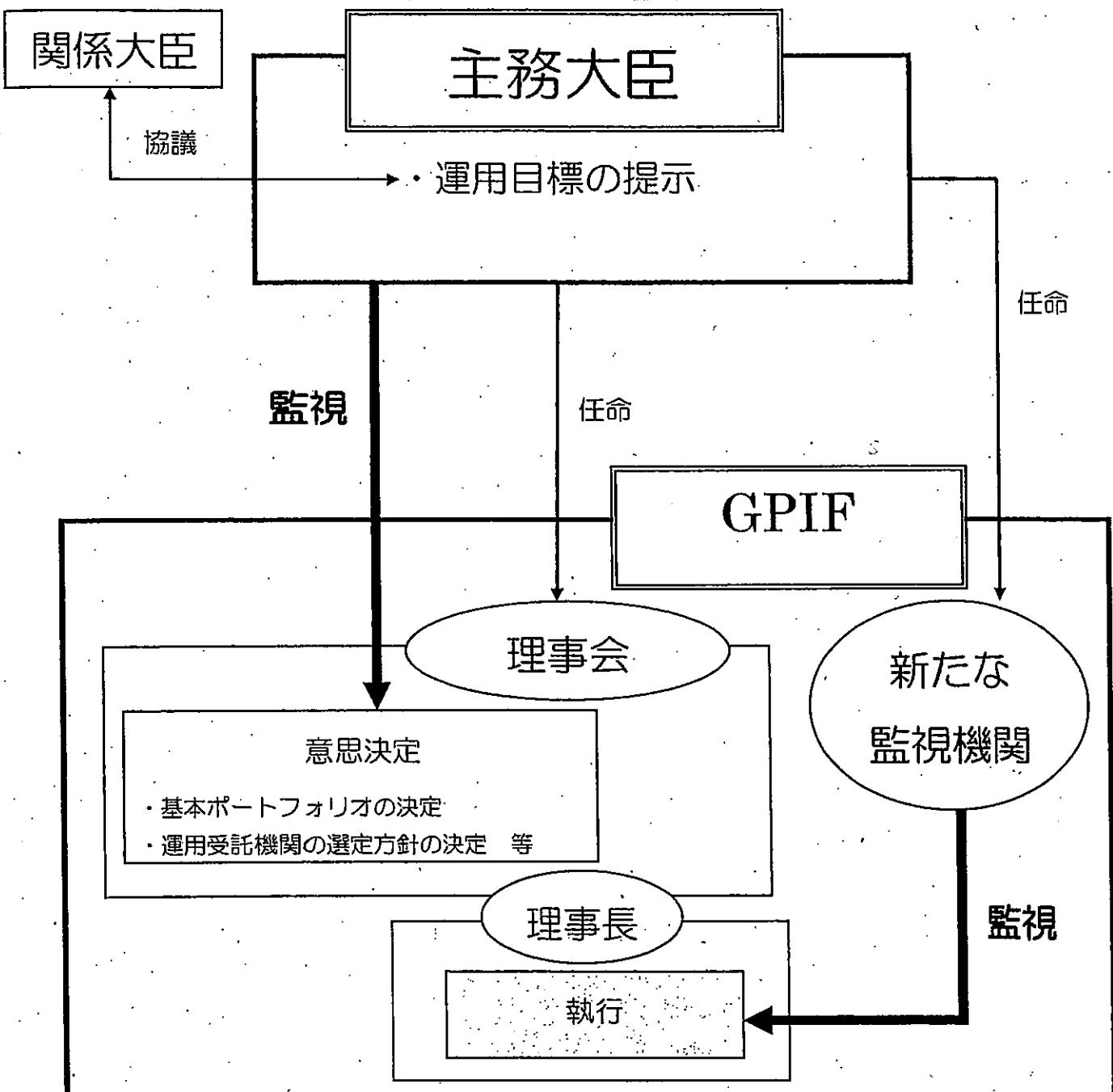
例2：例1で、執行機関を理事会と分離する場合

- ・GPIFの意思決定は理事会による合議とし、運用の基本方針（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定方針の決定等）は理事会の決定事項とする。
- ・理事会と執行機関を完全に分離し、理事会は執行の責任者（CEO等）の任免を行う。
- ・GPIF内の業務執行の監視は理事会が行う。



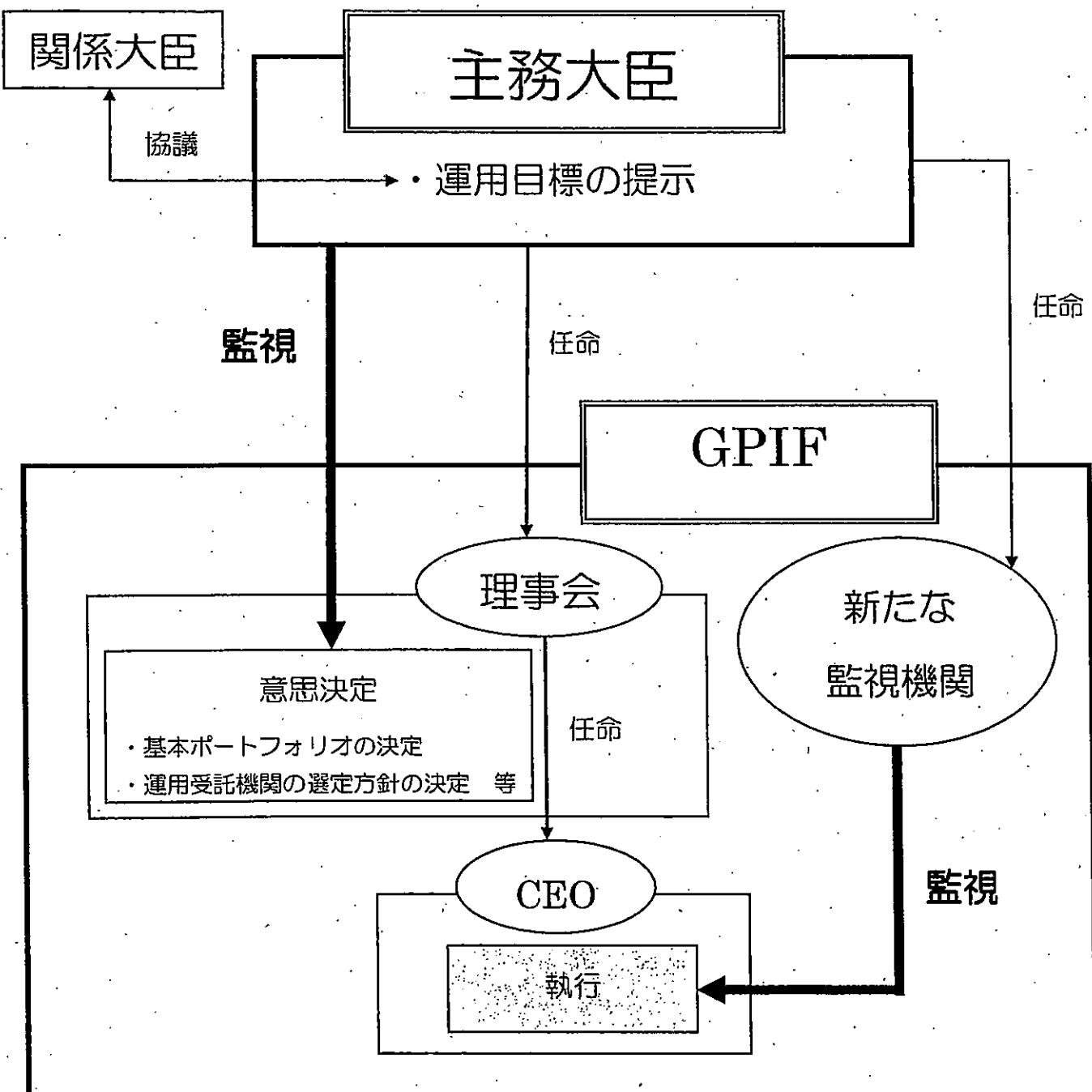
例3：意思決定を合議制（理事会）とし、監視機関を新たに設置

- ・GPIFの意思決定は理事会による合議とし、運用の基本方針（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定方針の決定等）は理事会の決定事項とする。
- ・理事長は理事会の一員として意思決定に参加するとともに、業務執行を総括する。
- ・GPIF内の業務執行の監視は新たな監視機関が行う。



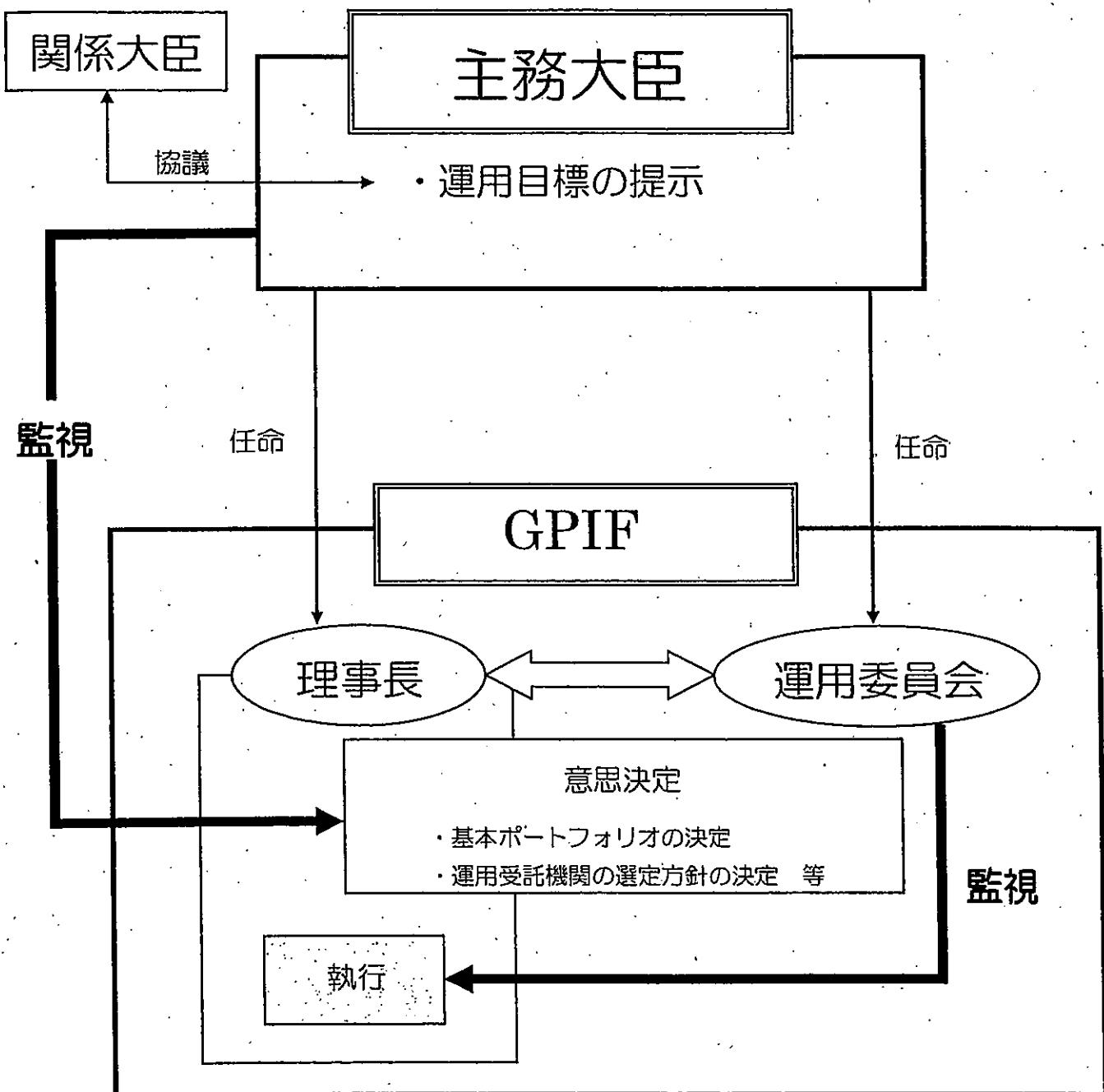
例4：例3で、執行機関を理事会と分離する場合

- ・GPIFの意思決定は理事会による合議とし、運用の基本方針（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定方針の決定等）は理事会の決定事項とする。
- ・理事会と執行機関を完全に分離し、理事会は執行の責任者（CEO等）の任命を行なう。
- ・GPIF内の業務執行の監視は新たな監視機関が行なう。



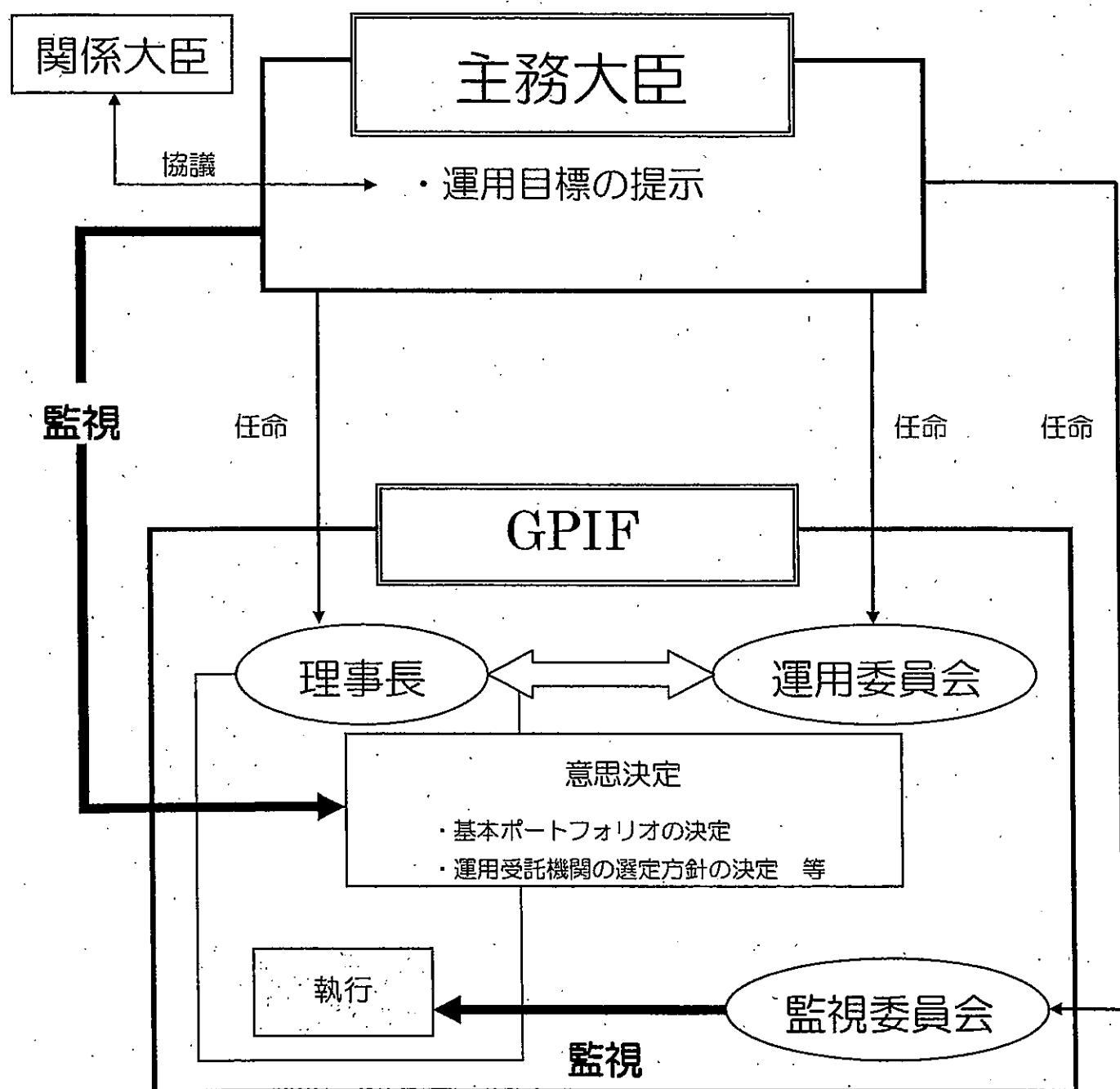
例5：理事長の意思決定について運用委員会の関与を強化

- ・理事長の意思決定事項のうち、運用の基本方針（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定方針の決定等）の決定については、運用委員会の関与を強化する。
- ・GPIF内の業務執行の監視は運用委員会が行うこととし、監視機能を強化する。



例6：例5で、監視を担う機関を別途置く場合

- 理事長の意思決定事項のうち、運用の基本方針（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定方針の決定等）の決定については、運用委員会の関与を強化する。
- GPIF内の業務執行の監視を担う機関を新たに設置する。



国内の他組織におけるガバナンス

日本銀行におけるガバナンスの仕組み

[設置の根拠]

- ・日本銀行法に基づく認可法人。

[意思決定]

- ・政策委員会の合議による意思決定。
- ・政策委員会は審議委員（6名、経済、金融の学識経験者）、総裁、副総裁（2名）で構成。

[執行]

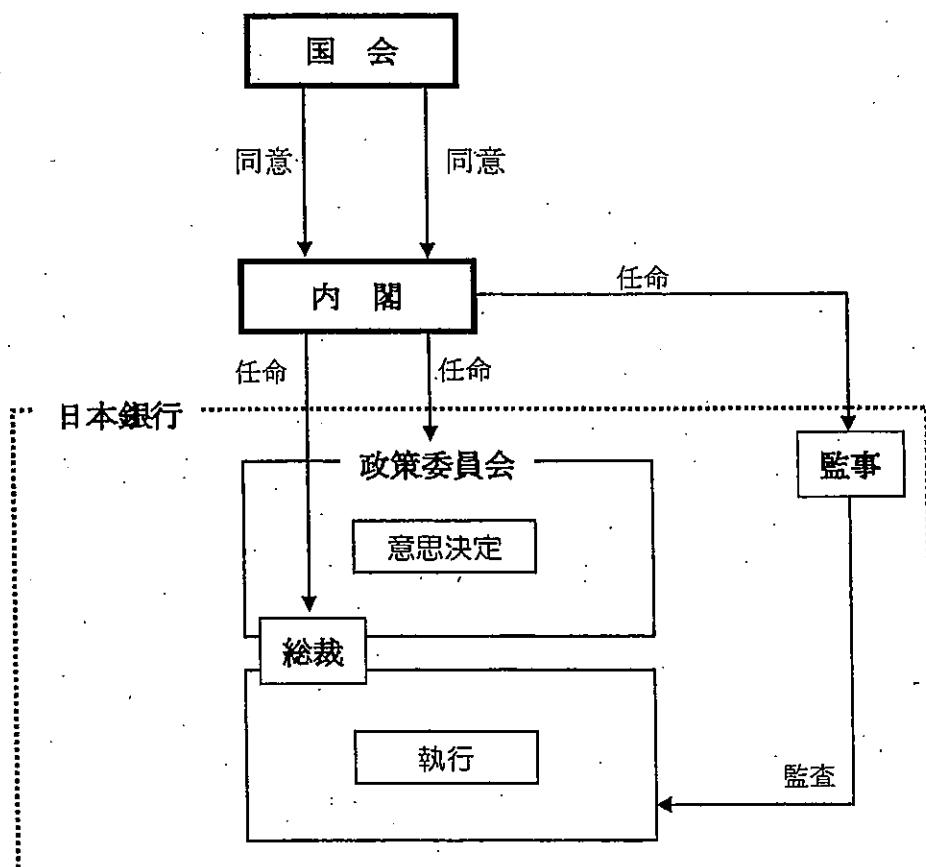
- ・両議院の同意を得て内閣が任命する総裁が業務を総理。

[監視]

- ・内閣が任命する監事が業務を監査する。

[政府との関係]

- ・経費予算及び財務諸表につき、財務大臣の承認が必要。



預金保険機構におけるガバナンスの仕組み

[設置の根拠]

- ・預金保険法に基づく認可法人

[意思決定]

- ・運営委員会の合議による意思決定
- ・運営委員会は、理事長、理事（3名）及び委員（8名）で構成。
※ 委員は、理事長が内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて任命。

[執行]

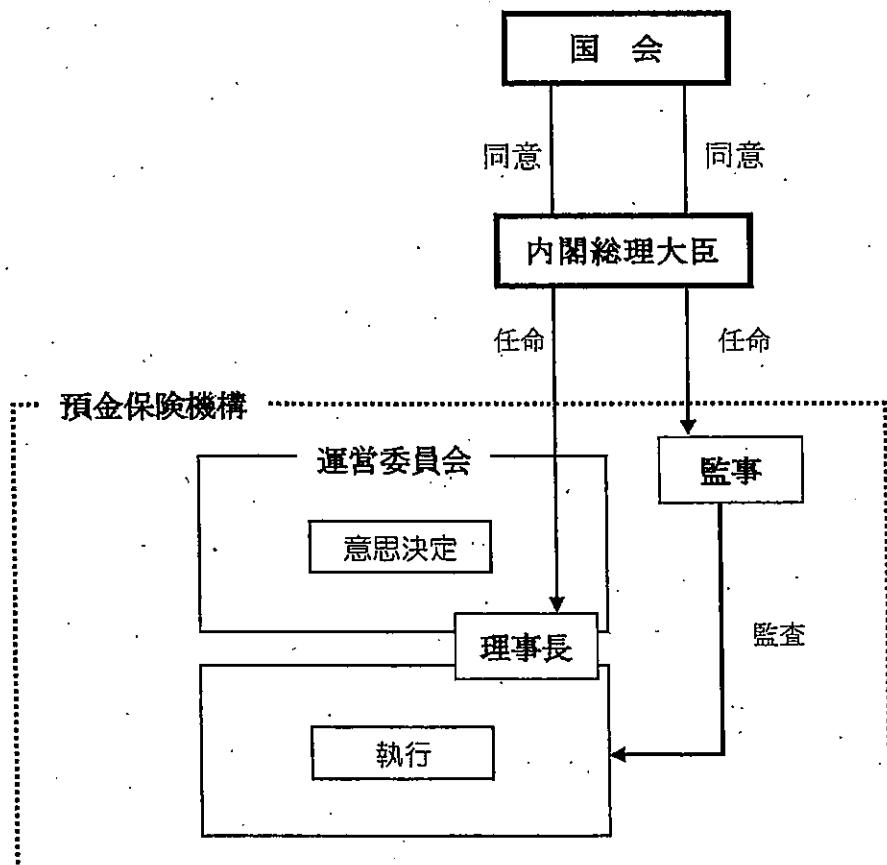
- ・両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する理事長が業務を総理。

[監視]

- ・両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する監事が業務を監査する。

[政府との関係]

- ・予算及び資金計画については、内閣総理大臣及び財務大臣の認可が必要。
- ・財務諸表については、内閣総理大臣及び財務大臣の承認が必要。



日本放送協会におけるガバナンスの仕組み

【設置の根拠】

- 放送法に基づく特殊法人。

【意思決定】

- 経営委員会の合議による意思決定。
- 経営委員会は委員 12 名で構成。

【執行】

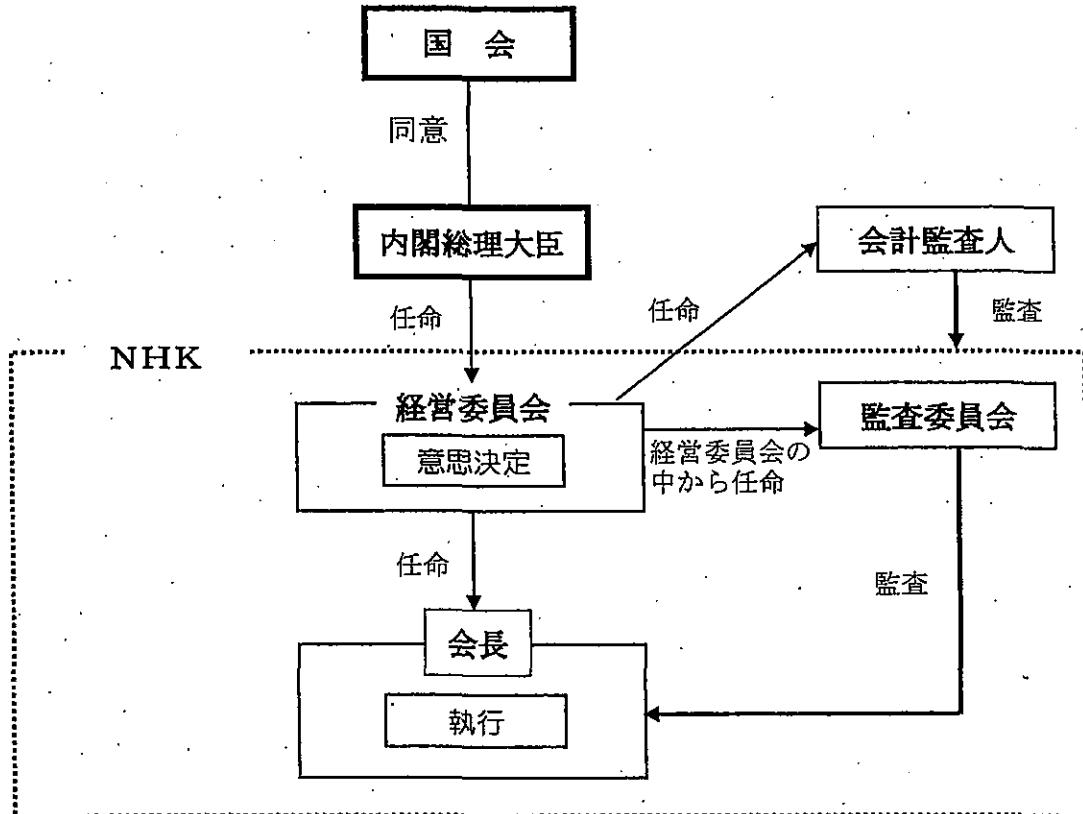
- 経営委員会が任命する会長が業務を総理。

【監視】

- 経営委員会の中から任命される監査委員会が役員の職務の執行を監査するほか、財務諸表等については経営委員会が任命する会計監査人も監査を行う。

【政府との関係】

- 収支予算及び事業計画については、国会の承認が必要。



地方公共団体金融機構におけるガバナンスの仕組み

[設置の根拠]

- ・地方公共団体金融機構法に基づく地方共同法人

[意思決定]

- ・代表者会議による意思決定
- ・代表者会議は、①及び②を満たす者各3名（計6名）により構成
 - ① 都道府県知事、市長又は町村長
 - ② ①以外の者であつて地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有するもの

[執行]

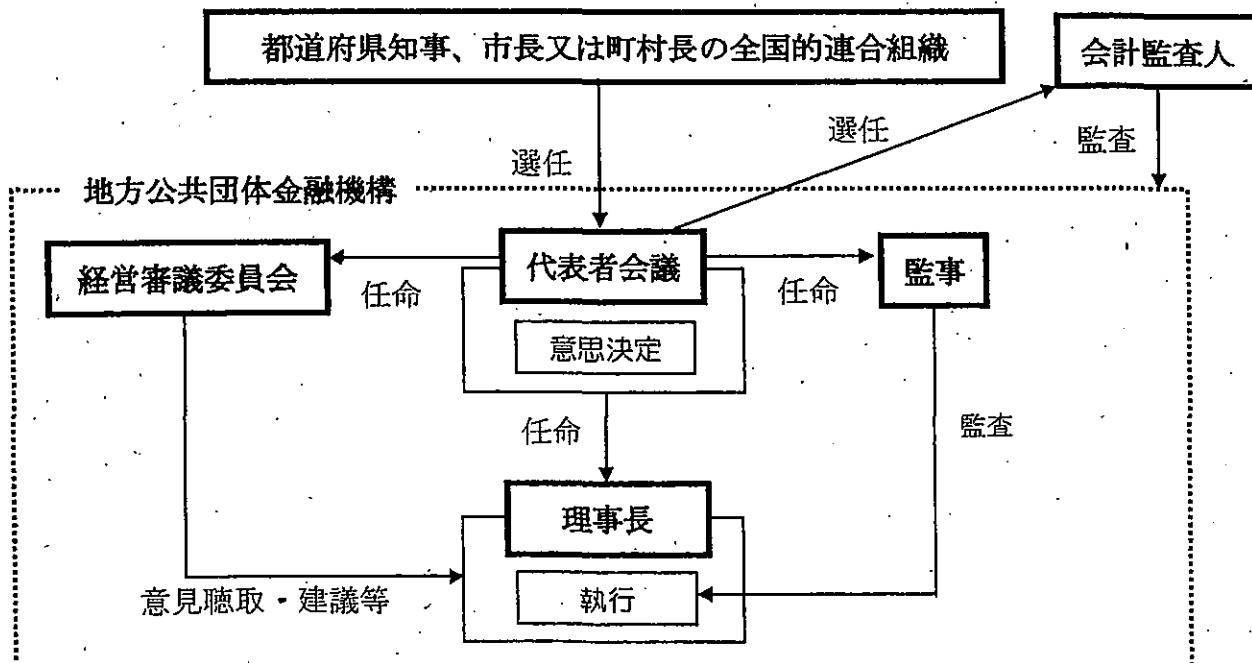
- ・代表者会議が任命する理事長が業務を総理。
- ・理事長は業務方法書等の作成について経営審議委員会（代表者会議が任命する学識経験者により構成）の意見を聴かなければならない。

[監視]

- ・代表者会議が任命する監事が業務を監査するほか、財務諸表等については代表者会議が選任する会計監査人も監査を行う。

[政府との関係]

- ・予算及び事業計画については、総務大臣への届出が必要。
- ・財務諸表については、総務大臣への提出が必要。



諸外国の公的年金積立金の運用におけるガバナンス

カナダ（CPPIB）におけるガバナンスの仕組み

年金制度

- ・制度設計は連邦人的資源・技能開発省が行う。
- ・積立金の運用は CPPIB（カナダ年金制度投資委員会）が行い、CPPIB の監督は財務省が行う。

年金積立金運用のガバナンス

[意思決定]

- ・理事会の合議による意思決定
- ・理事（12名）は金融、経営等の専門家で、連邦財務大臣が任命。（任期3年）
- ・理事会は、①運用の基本方針（リスク管理、議決権行使基準等を含む。）、②参照ポートフォリオ（基本ポートフォリオ）の策定及びアクティブ運用のリスク限度の決定、③CEOの任命、④財務諸表の承認、などを行う。
- ・理事会の下に、投資委員会、監査委員会、人事・報酬委員会、ガバナンス委員会が置かれており、理事の全員又は一部により構成されている。

[執行]

- ・理事会により任命されたCEOが執行を統括。

[監視]

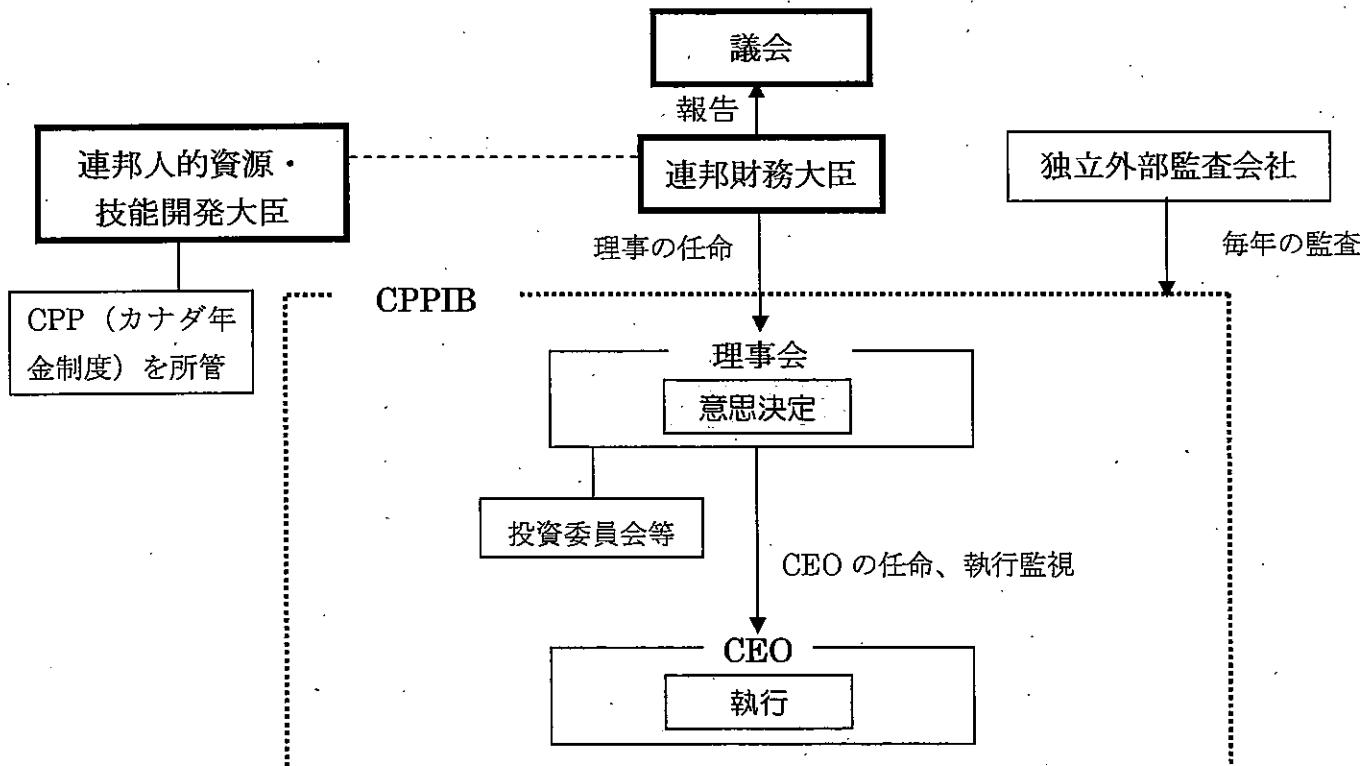
- ・執行監視は理事会が行う他、独立の外部監査会社による監査を毎年受ける。

[政府・国民との関係]

- ・年次報告を財務省に提出。財務大臣は議会に対して報告を行う。
- ・各州での公開ミーティングを2年に1回実施。

(参考：運用対象資産)

国内株式、外国株式、債券、その他（不動産、インフラ、P E、ヘッジファンド）



スウェーデン（AP1基金～AP4基金）におけるガバナンスの仕組み

年金制度

- ・制度設計は社会省が行う。
- ・積立金の運用はAP基金（国民年金保険基金）が行い、APの監督は財務省が行う。

年金積立金運用のガバナンス

[意思決定]

- ・理事会の合議による意思決定
- ・理事（9名）は資産運用業務の運営の専門性を有する者のうちから政府が任命。そのうち労使の推薦が各2名ずつ。（任期は3年）
- ・理事会は、①運用ガイドライン（議決権行使方針、リスク管理計画等を含む。）の策定、②戦略的アセットアロケーション（基本ポートフォリオ）の策定及びリスク許容度の決定、③CEO（呼称は各基金によって異なる）の任命、④財務諸表の承認、などを行う。
- ・理事会の下に、監査委員会及び報酬委員会が置かれている。

[執行]

- ・理事会により任命されたCEOが執行を統括。

[監視]

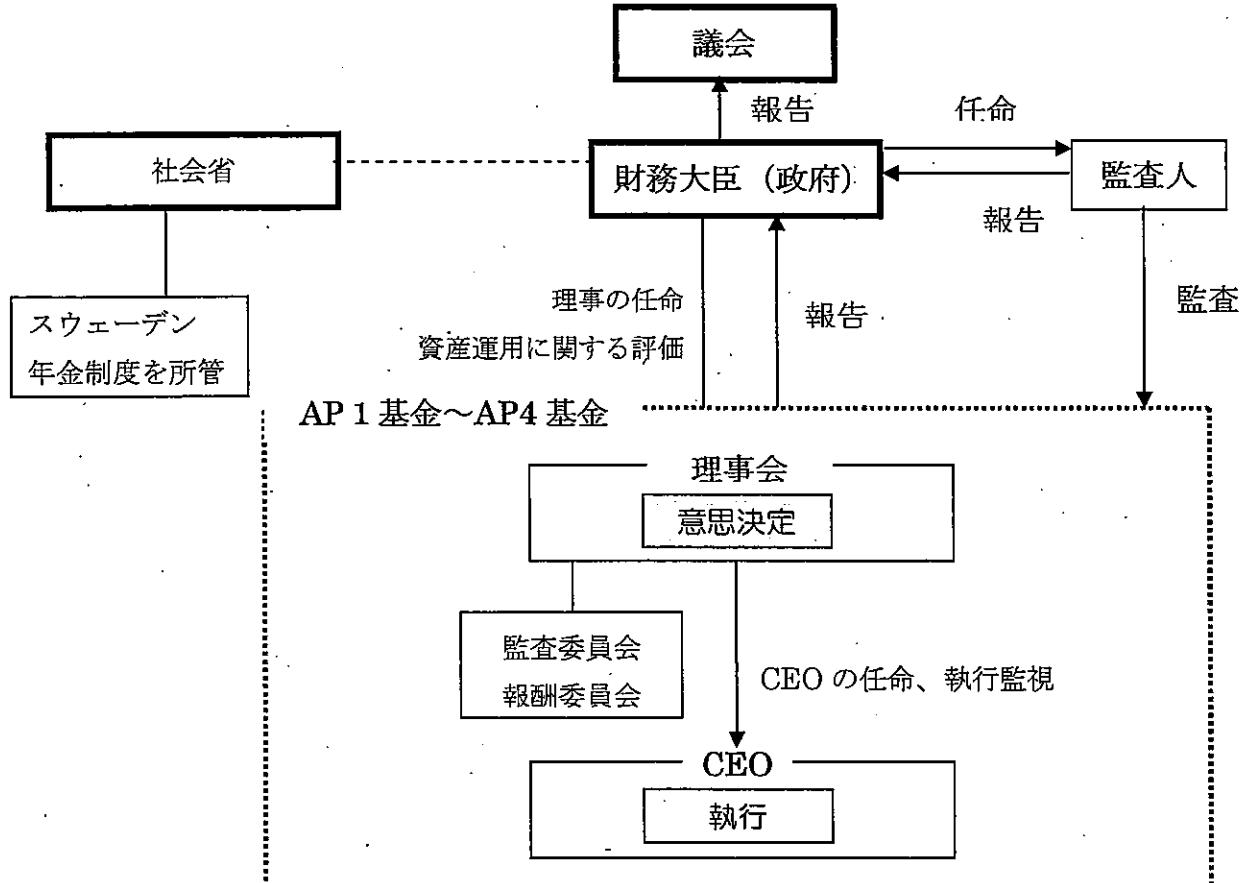
- ・執行監視を理事会が行うほか、独立した2名の監査人（政府任命）が監査を行う。

[政府・国民との関係]

- ・年次報告書を財務省に提出。財務大臣は各基金の年次報告に対して、資産運用に関する評価を行い、議会に報告書を提出。

（参考：運用対象資産）※AP1

外国株式、国内株式、債券、その他（不動産、P E、ヘッジファンド）等



ノルウェー (GPF-G) におけるガバナンスの仕組み

年金制度

- ・制度設計は労働省が行う。
- ・積立金の運用は中央銀行投資運用局が行う。

年金積立金運用のガバナンス

[意思決定]

- ・財務省が意思決定。(中央銀行へ運用委託)
- ・財務省は、①ベンチマーク・ポートフォリオ（基本ポートフォリオ）及びリスク許容度の決定、
②運用ガイドラインや投資先絞り込みのための倫理基準等の策定、③国会への基金運用に関する報告、などを行う。

[執行]

- ・中央銀行内 NBIM（投資運用局）の投資運用責任者（CEO）が執行を統括。
- ・NBIM は、①財務省が決定したベンチマーク・ポートフォリオやリスク許容度の元での最大限取得可能なリターンの獲得、②四半期及び年次報告書の作成、③運用戦略の策定に関する財務省への専門的アドバイスの提供、などを行う。

[監視]

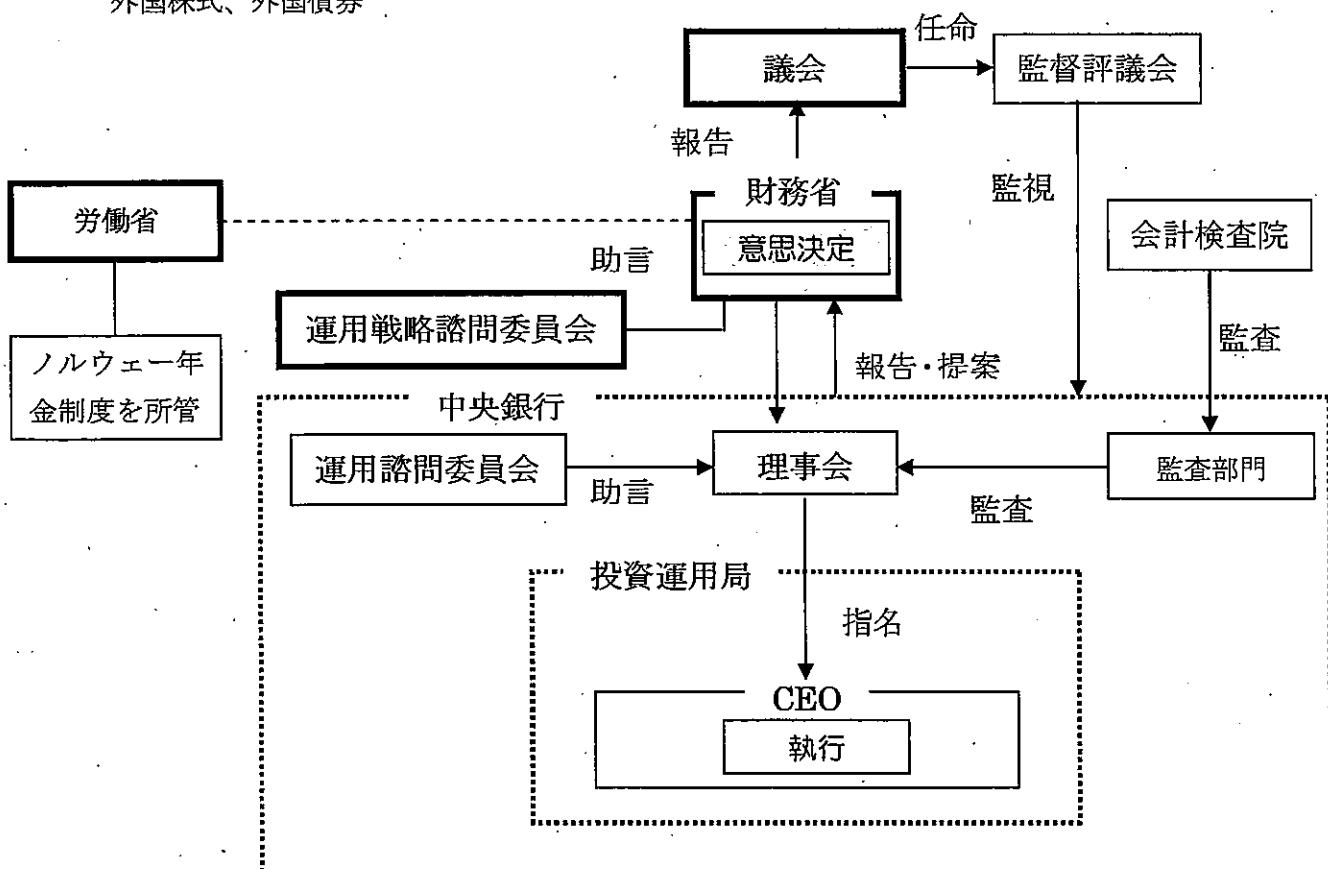
- ・執行監視は中央銀行内の監査部門が行い、当該監査部門は会計検査院による監査を受ける。
- ・監督評議会（15名（国会任命）により構成）が中央銀行の業務執行と法令遵守につき監視。

[政府・国民との関係]

- ・財務大臣は議会に報告を行う。
- ・財務省に四半期及び年次の報告書を提出。

(参考：運用対象資産)

外国株式、外国債券



独立行政法人制度の主な特徴

(1) ガバナンス

① 法人の長への権限の集中

- ・ 役員（理事）の任免権は法人の長に集中

② 必要最小限度の陣容の整備

- ・ 役員数の上限は個別法で規定

- ・ 外部監事（社外監査役）の設置

③ 企業的経営手法による業務・財務運営

- ・ 業績主義に基づく人事管理

- ・ 企業会計原則を基本とした会計処理

- ・ 民間大企業並みの会計監査人による監査

- ・ 外部監事（社外監査役）の設置

④ 業務の透明性の確保（情報の公開）

- ・ 業務・財務運営にかかる広汎な事項の公表

- ・ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」による法人文書の開示、積極的な情報提供

(2) 政府との関係

① 中期的な目標管理と第三者による事後評価

- ・ 主務大臣が中期目標（3～5年）を設定し、法人が中期計画を策定

- ・ 中期目標においては、効率化目標を提示

- ・ 各府省の評価委員会（外部有識者）が法人の業務実績を評価

- ・ 総務省の評価委員会が各府省の評価結果を横断的に評価

② 廃止・民営化を含めた業務・組織全般の定期的見直し

- ・ 中期目標期間終了時に主務大臣が業務・組織全般の検討・見直し

③ 主務大臣の過剰な関与の排除

- ・ 主務大臣の関与事項は法令で限定

(3) 業務運営の効率化

① 人件費

- ・ 平成18年度以降の5年間で、平成17年度比5%以上削減

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第53条第1項）

- ・ 法人の長の報酬は各府省事務次官の給与の範囲内

（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定））

- ・ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、その理由及び講ずる措置について公表

（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定））

② 一般管理費及び業務費

- ・ 中期目標において一般管理費及び業務費の削減目標が提示され、それを受けた中期計画に基づき削減を実施（行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）及び独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針（平成19年8月10日閣議決定））

＜関連法令等＞

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）

（独立行政法人等における人件費の削減）

第五十三条 独立行政法人等（独立行政法人（政令で定める法人を除く。）及び国立大学法人等をいう。次項において同じ。）は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度における額からその百分の五に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組まなければならない。

2 (略)

- 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）

III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

① 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。

ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。

イ 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。

ウ 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。

エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。

オ 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。

② 各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。

③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

- 行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）

2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

(1) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

ア 平成17年度末に中期目標期間が終了する24法人について、「中期目標期間終了における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）

に基づき厳しく見直し、「平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成17年11月14日政策評価・独立行政法人評価委員会)に沿った措置(概要は別表1のとおり)を講ずる。これにより

- ① 24法人は20法人に整理・統合(平成17年度末までに中期目標期間が終了する法人は56法人あり、昨年はそのうち32法人について見直しを実施。昨年及び本年の見直しにより、56法人は42法人に整理・統合。)
- ② 19法人の役職員の身分は非公務員化(昨年及び本年の見直しにより、51の特定独立行政法人中、44法人の役職員の身分が非公務員化。)される。

これらの法人の新たな中期目標については、政策評価・独立行政法人評価委員会及び独立行政法人に関する有識者会議の指摘に沿って、目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定める。特に、業務運営の効率化については、厳格かつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すことにより、一層効率的な業務運営を目指す。

- 独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針(平成19年8月10日閣議決定)
 2. 運営の徹底した効率化(独立行政法人の効率化)
 - (1) 可能な限りの効率化の徹底
 - ② 一般管理費や業務費(営業費用)の削減努力を継続的に行う。このため、引き続き中期目標期間における一般管理費・業務費の効率化目標を設定する。
 - 年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標期間の業務実績の最終評価結果(厚生労働省独立行政法人評価委員会(平成22年8月27日))
 2. 具体的な評価内容
 - (1) 業務運営の効率化に関する措置について
(略)
他方、高度な専門知識を有する人材の維持のためにも、全独立行政法人一律の人件費削減目標については、慎重に検討していただきたい。

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（抜粋）

平成22年11月26日行政刷新会議決定
平成22年12月 7日閣 議 決 定

I 独立行政法人の抜本的見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成13年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ國から独立した組織体が政策の執行をつかさどることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行したいわゆる「移行独法」とが併存することとなった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、①様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、②移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約10年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず①事務・事業等の無駄を洗い出した上で、②制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主

体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適當かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。

こうした考え方の下、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、今般「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として講すべき措置について取りまとめたところである。各法人及び主務府省においては、本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要である。

本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革である。かかる観点から、政府が一体となってこの改革に積極的に取り組んでいくこととする。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。